

# 法人なかま

10



「桜田豪」

## 神田法人会HP リニューアル

### 研修

「税法実務研修会」

「法人税の税額計算・特別控除等」

「源泉部会 公開研修」

源泉部会の「年末調整説明会」

「健康講演会」

岩崎 恭子氏 演題「泳 縁」

「経営者懇談会」

税務コンプライアンス向上のための自主点検

チェックシート活用術!

「会社経理実践講座」

年末調整実務と対応

「大規模法人説明会」

「税務行政の現状と課題」

「電子帳簿保存法の実務」

「インボイス作成時及び消費税申告の注意点」

### Report

「経営者のための法律相談」

違法・悪質な「ファクタリング」に注意を

シリーズ「日本の動向」

帝国データバンク調査で判明

今年10～12月に「値上げラッシュ」懸念



# 100<sup>th</sup>

## とこしえに紡ぐ絆

未来に向かって、あたらしい絆を、この地で

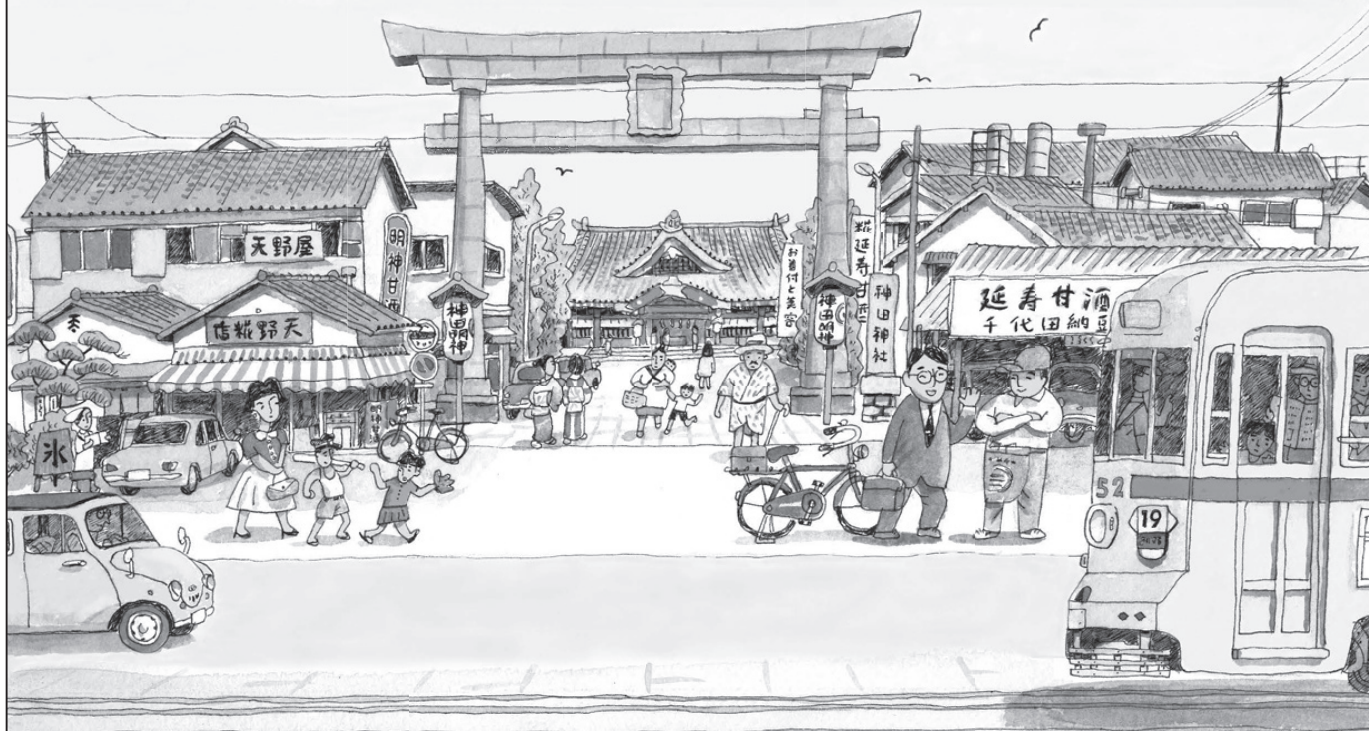
幾世を経て、お客さまとの信頼関係をもとに

かけがえない絆を紡いできました

100年分の感謝を心に刻み

いつまでも頼りがいのある存在であるために

お客様一人ひとりと真摯に向き合い、寄り添い続けます



金庫創立100周年  
ホームページ



未来へ、今日も明日も。

### 興産信用金庫

1923年3月23日 創立

2023年3月23日 100周年

昭和30～40年代をイメージして作画。実際とは異なる描写も含まれます。

#### 表紙の絵 【スケッチシリーズ】

「桜田豪」 桜田門のスケッチ会でしたが、今回は門からの風景をスケッチしました。桜田門からの眺めは国会議事堂や幕末に井伊直弼の屋敷跡、憲政記念公園も見えます。桜田豪の奥には半蔵豪との高低差は約20mの土塁が壁を作っています。濠からの侵入を完璧に阻止できるお城でありました。この桜田豪は山を掘削して作られた人口の濠です。掘削した土は日比谷の海を埋め立てに利用されました。江戸城の濠は一番高い千鳥が淵から半蔵豪へ南下して、桜田豪へ、さらに濠の水は2mくらい落ちて日比谷濠から海に流れ落ちる仕組みになっています。

(絵と文 下田祐治)



# TOPIC

## ・第6回税法実務研修会【集合&オンライン】

日 時：令和4年10月4日(火)午後2時～4時  
会 場：神田法人会2階セミナールーム  
テーマ：法人の損金⑤繰延資産・引当金・租税公課等  
講 師：東京税理士会神田支部所属 税理士

## ・源泉部会公開研修会【集合&オンライン】

日 時：令和4年10月12日(水)午後2時30分～4時  
会 場：神田法人会2階セミナールーム  
テーマ：税務に関する訴訟・トラブルについて  
～判例から見る企業の対応  
講 師：宮崎 大輔 氏(弁護士)

## ・法人会全国大会(千葉)【集合】

日 時：令和4年10月13日(木)午後2時～午後6時30分  
会 場：幕張メッセ幕張イベントホール  
プログラム：第1部 記念講演  
第2部 式典  
第3部 懇親会

## ・第4回会社経理実践講座【完全オンライン】

日 時：令和4年10月20日(木)午後2時～4時  
会 場：ZOOMウェビナーによるオンライン開催  
テーマ：「源泉徴収実務のポイント」

## ◎「新型コロナウイルス」感染拡大の状況により、研修会等を中止する場合があります。予めご了承願います。

また、参加の際は参加直前の体調管理、体調不良や高熱の際の参加見送り、うがい、手洗い、マスクの着用等感染予防にご配慮くださいます様、お願い申し上げます。

## CONTENTS

|    |                                                      |
|----|------------------------------------------------------|
| 1  | TOPIC/税の暦                                            |
| 2  | 法人会からのお知らせ(メールアドレスご登録のお願い)                           |
| 3  | 法人会からのお知らせ(ホームページリニューアル案内)                           |
| 4  | 行事案内(税法実務研修会)                                        |
| 5  | 行事案内(源泉部会研修案内)                                       |
| 6  | 行事案内(健康講演会)                                          |
| 7  | 行事案内(経営者懇談会)                                         |
| 8  | 行事案内(会社経理実践講座)                                       |
| 9  | 行事案内(大規模法人説明会)                                       |
| 10 | 「アナと雪の女王」観劇会募集案内                                     |
| 11 | 税務署からのお知らせ<br>(年末調整等に関するパンフレット送付に係るお知らせ・インボイス制度のご案内) |
| 12 | 法人会からのお知らせ(中小企業向け省エネ促進税制)                            |
| 13 | 新型コロナにラマ、アルパカ、サメ活用動物由来の抗体に高まる期待                      |
| 14 | 経営者のための法律相談                                          |
| 15 | シリーズ「日本の動向」                                          |
| 16 | ぶらり食通/編集後記                                           |

# 税の暦

10月の税務

## ● 10月11日

(1) 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

## ● 10月17日

(2) 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知

## ● 10月31日

- (3) 8月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)
- (4) 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
- (5) 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)
- (6) 2月決算法人の中間申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)(半期分)
- (7) 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)
- (8) 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(6月決算法人は2か月分)(消費税・地方消費税)

## ● 10月中において市町村の条例で定める日

(9) 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分)

※ 税理士相互扶助の日…10月26日

[確定申告書等]

| 決 算 期   | 発 送 予 定 日 |
|---------|-----------|
| 令和4年9月  | 10月28日(金) |
| 令和4年10月 | 11月28日(月) |

[予定(中間)申告書]

| 決 算 期                 | 発 送 予 定 日 |
|-----------------------|-----------|
| 令和5年3月<br>(6月・9月・12月) | 11月8日(火)  |
| 令和5年4月<br>(7月・10月・1月) | 12月6日(火)  |

※決算期のかつて書きは、消費税の中間申告を年3回要する法人の決算期です。

本誌に関するお問い合わせはお気軽に(事務局 tel:03-3294-2531)。

〔個人情報取扱いに関するポリシー〕

当会は、当該個人情報を研修会・総会・諸会議等の通知、会費請求、広報誌等の送付並びに福利厚生制度の推進・円滑な運営など、事業活動等のために利用し、それ以外の目的で利用することはありません。 公益社団法人 神田法人会



公益社団法人神田法人会  
会員各位

公益社団法人神田法人会  
会長 藤井 隆太

# みんながつながる第一歩!

## メールアドレス登録のお願い

神田法人会はこのたび、ホームページのリニューアルに伴い、会員の皆様への情報発信、講習・講演会を含む各種イベントの登録や管理の一層のデジタル化を進めていくことになりました。つきましては、デジタル推進の第一歩として、会員の皆様のメールアドレスの登録をお願いしております。何卒ご協力をお願い申し上げます。

## メールアドレス登録のメリット

- ・当会主催の税務講習、講演会、セミナー、お得なイベントなどの案内が今後、随時届き、お申し込みも簡単に行うことが出来るように現在準備を進めているところです。
- ・将来的には広報誌や会費支払通知書などが電子化されることで、みなさまに届く紙媒体の量が減り、そのことにより開封の手間とごみの量が減少し、御社のSDGsの取り組みに貢献することになります。

## 取得したメールアドレスの取り扱いについて

- ・今回取得したメールアドレスは、本会からの各種情報の発信をはじめ、本会事業に関連するもの以外の目的で利用することはありません。
- ・また、会員の皆様など多数にメール発信する場合には、メーリングリスト、あるいはBCCメール等、送り先のメールアドレスが特定できない形で発信いたします。
- ・各種委員会、部会、地区・支部の委員・役員に就任した際には、グループ内においてCCメールなどで共有する場合がありますが、この場合には事前に承諾をいただきます。

## ご登録方法

### 1. ブラウザからのご登録

下記二次元バーコード又はURLのリンク先入力フォームからご登録

#### ●登録URL

<https://forms.gle/SRzWxeU2xnsHhpe57>



### 2. FAXでのご登録

本紙表面の法人データ変更届出書にご記入の上FAXにてご登録

※アドレスをご記入の際に間違いやすい文字にはフリガナをお願い致します。  
(例: 0(ゼロ)とo(オー)、h(エイチ)とn(エヌ)、  
-(ハイフン)と\_(アンダーバー)等

### ご注意事項

ドメイン(kanda-hojinkai.com)受信拒否設定解除をお願い致します  
入力ミス为了避免するため可能な限りブラウザからのご登録をお願い致します

# みんながつながる第1歩!!

## 神田法人会 ホームページ リニューアル!!



<https://www.kanda-hojinkai.com>

### — 広告大募集!! —

## 「ぶらり食通」 掲載店ご紹介随時 募集中!!

神田で一押しのお店を広報誌で  
紹介してみませんか?



詳細はHP 又はお電話にて問合せ下さい

### — 広告大募集!! —

## 会社の広告を当会広報誌などで 宣伝してみませんか?

詳細は神田法人会HP「法人なかま」広告募集まで

# 令和4年度 第7回 税法実務研修会

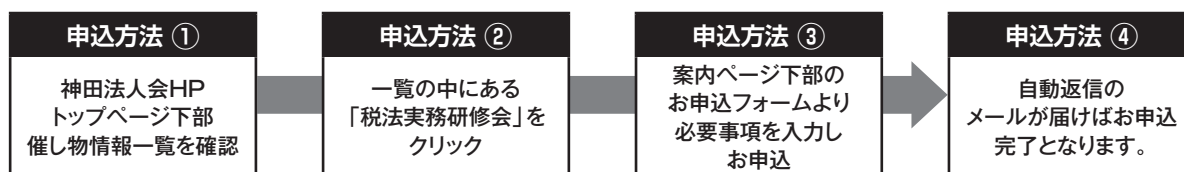


## 「法人税の税額計算・特別控除等」

|      |                                                                                                                |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時  | 令和4年11月8日(火) 午後2時～4時                                                                                           |
| 会 場  | 神田法人会 2階セミナールーム<br>ZOOMウェビナーを用いたハイブリッド形式                                                                       |
| テキスト | 大蔵財務協会発行<br>「令和4年度版図解法人税」を使用します。<br>定価3,630円(税込) ※ご参加者様は特別価格でご提供致します。<br>※既に「令和4年版図解法人税」を所持している場合は購入の必要御座いません。 |
| 講 師  | 東京税理士会神田支部所属税理士                                                                                                |
| 会 費  | 会 員 テキスト代のみ<br>非 会 員 テキスト代+参加費2,000円/社                                                                         |
| 定 員  | 会 場 25名様 1社1名様まで<br>オンライン 300名様 制限無し                                                                           |
| 申込期日 | 10月28日(金)まで                                                                                                    |
| 申込方法 | 神田法人会HPより事前申込制になります                                                                                            |



(受講の際はマスク着用願います)



### ※お申込に関する注意事項 (必ずご一読下さい) ※

#### 1 オンライン参加について

- ①お申込はご参加者様毎に行う必要がございます。
- ②一つのアドレスで複数名参加される場合は登録時に自由記載欄へ参加者情報を必ずご記載下さい。
- ③当日使用するアドレスをご登録ください。  
※登録完了時に登録アドレス宛に自動返信でご案内します。  
アドレスの誤入力、ドメイン設定等ご確認お願い致します。

#### 2 会場参加

- ①テキストは当日販売致します。  
※販売対応は開始時刻で一旦締めますので遅参する場合は必ずご連絡下さい。

#### 3 テキスト郵送について

- ①テキストを既に所持している場合は別途購入の必要はございません。
- ②申込期日はテキスト購入の手続きを含めた締切となります。  
締切日後に一斉発送となる為以降の追加・キャンセルはお受け致しかねます。
- ③申込が確認出来ない注文はお受け致しかねる場合がございます。
- ④請求書は大蔵財務協会よりテキスト発送時に同梱されます。

ご不明点は神田法人会事務局 (TEL : 03-3294-2531) まで

## 源泉部会 公開研修

源泉部会の

## 「年末調整説明会」

**日時** 令和4年11月10日(木)  
午後1時30分～4時

**会場** 共立講堂(共立女子学園隣り)

**講師** 神田税務署 担当官

**会費** 無料

**定員** 会場 250名様 源泉部会員様のみ  
オンライン 500名様 無制限

**申込締切** 11月4日(金)まで

**申込方法** 神田法人会HPより事前申込制になります。



## 申込方法 ①

神田法人会HP  
トップページ下部  
催し物情報一覧を確認

## 申込方法 ②

一覧の中にある  
「源泉部会公開研修会」を  
クリック

## 申込方法 ③

案内ページ下部の  
お申込フォームより  
必要事項を入力し  
お申込

## 申込方法 ④

自動返信の  
メールが届けばお申込  
完了となります。

## ※お申込に関する注意事項(必ずご一読下さい)※

## 1. 会場申込について

- ①会場参加できるのは源泉部会に所属している法人のみです。
- ②お申込代表者様より参加者名・人数を確定の上お申し込み下さい。  
※定員状況やコロナの蔓延状況によっては人数制限のご連絡をする場合がございます。別途連絡が無ければそのままご参加頂けます。

## 2. オンライン申込について

- ①原則お申込はご参加者様ごとにご登録ください。
- ②一つのアドレスで複数名ご参加される場合は登録時に入力フォームへご入力ください。
- ③当日使用するアドレスをご登録ください。

※登録完了時に登録アドレス宛に自動返信でご案内致します。  
アドレスの誤入力、ドメイン設定等ご確認お願い致します。

## 3. 資料について

- ①会場参加者へは紙の資料をお配りします。
- ②オンライン参加者にはつきましてはお申込ページ下部の資料用バナーよりダウンロードお願い致します。



# 公益社団法人神田法人会「健康講演会」ハイブリッド開催 (Zoomウェビナー使用)

## 岩崎 恭子氏 演題 「<sup>えい</sup>泳<sup>えん</sup>縁」

1992年に14歳で出場したバルセロナ五輪で金メダルを獲得。  
その後挫折や苦悩の日々を乗り越えて2度目のオリンピックへも出場。  
現在は、母として子育てをしながら、水泳・メディアで活躍中。  
山あり谷ありな競技人生の話を中心に、明日からまた頑張ろうと思える  
モチベーションアップの秘訣、そして成長するためのヒントをお伝え致します。

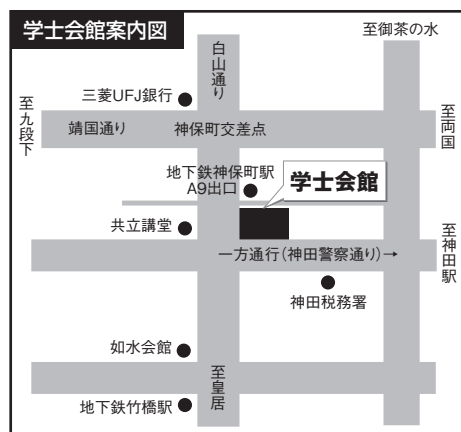


**日時** 令和4年11月15日(火) 午後6時～7時30分  
**会場** 学士会館 302号 千代田区神田錦町3-28

**講師** 岩崎 恭子氏  
スイミングアドバイザー / スポーツコメンテーター

静岡県沼津市出身。当時のオリンピック記録を塗り替えるタイムで競泳史上最年少金メダリストに輝く。過剰な注目に苦悩し、不調が続いたが奮起して2度目の五輪出場を果たした。引退後は児童の指導法を学ぶために米国へ留学し、水泳・着衣泳のレッスンやイベント出演を通して水泳の楽しさを伝える活動をしている。

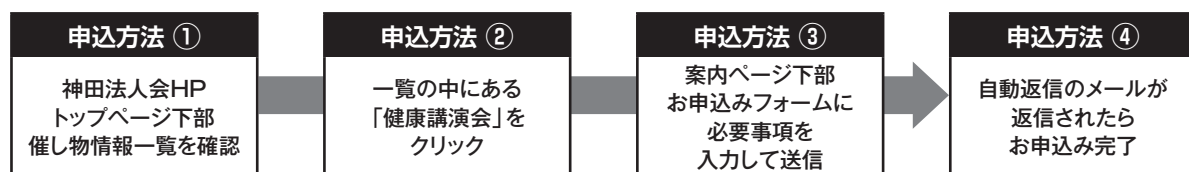
**定員** 会場：50名様 オンライン：200名様  
**会費** 会 員：無料  
非会員：3,000円／人（※事前のお振込をお願い致します）  
お振込先 三菱UFJ銀行神保町支店  
店番：013 口座番号：1933858  
口座名：公益社団法人神田法人会



**申込期日** 11月8日(火)まで \*期日前でも定員になり次第メ切とさせていただきます

**振込期日** 11月14日(月)まで

**申込方法** 神田法人会HPより事前申込制になります



### オンライン参加に関する注意事項（必ずご一読ください）

- ①お申込はご参加者様毎に行う必要が御座います。
- ②1つのアドレスで複数名参加される場合は登録時に自由記載欄へ参加者情報（全員のお名前）を必ずご記載下さい。
- ③当日使用するアドレスをご登録下さい。  
※登録完了時に登録アドレス宛に自動返信でご案内致します。（こちらはZoomウェビナー入出情報が記載されておりますので保管下さい。）  
アドレスの誤入力、ドメイン設定等ないかご確認をお願い致します。

\*会場参加の方でホームページからのお申込が難しい方は以下のFAX申込書をご利用下さい。

返信先：03-3294-2500

| 健康講演会（11月15日（火）開催） 会場参加専用申込書 |        |  |  |
|------------------------------|--------|--|--|
| 会社名                          | 参加者名 様 |  |  |
| TEL                          | FAX    |  |  |

\*会員の方は会員番号をご記入下さい。→

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|



経営者の  
為の!

組織委員会「**経営者懇談会**」ハイブリッド(集合&オンライン)開催

# 「税務コンプライアンス向上のための 自主点検チェックシート活用術!」

今回は企業における内部統制面や経理面に関する自主点検のやり方について自主点検ガイドブック及び自主点検チェックシート(全国法人会総連合作成、監修:日本税理士連合会、後援:国税庁)を使用し**神田税務署より講師**をお招きして開催を致します。当日はご説明を行う神田税務署ご担当官とは別に**神田税務署長もお越し**になり、お話を頂く部分もございますのでこの機会をお見逃しなきようご参加頂きますようご案内を申し上げます。

## 概要

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。内部統制や経理水準の向上は、「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。一方、これがしっかりしていない場合には、「売掛債権が未回収となる恐れがある」「重要書類を紛失してしまうことがある」「会社の資産が不明確になる可能性がある」など経営上の大きな問題へ発展することもあります。こういった問題を事前に回避し、自社の成長を目指すことの一助になることを目的としてお話をさせていただきます。

**日時** 令和4年11月16日(水) 午後5時～6時30分

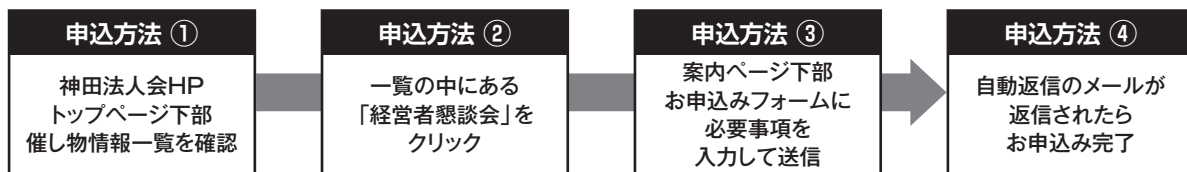
**会場** (公社)神田法人会 事務局 セミナールーム  
千代田区神田錦町3-13 旺巧ビル2階 TEL03-3294-2531  
ZOOMウェビナーを用いたハイブリッド形式

**定員** ●会場 25名様 ●オンライン 100名様 **参加費** 無料

**申込期日** 11月9日(水)まで \*期日前でも定員になり次第締め切りとさせていただきます。  
(その際には当会よりご連絡をさせていただきます)

**テキスト** ●会場参加者:紙の資料配布致します。  
●オンライン参加者:当会HP申込ページよりダウンロードをお願い致します。

## お申込み方法:当会ホームページよりお申込み下さい



\*会場参加の方でホームページからのお申込が難しい方は以下のFAX申込書をご利用下さい。

返信先:03-3294-2500

| 経営者懇談会(11月16日(水)開催) 会場参加専用申込書 |        |  |  |
|-------------------------------|--------|--|--|
| 会社名                           | 参加者名 様 |  |  |
| TEL                           | FAX    |  |  |

\*会員の方は会員番号をご記入下さい。➡

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

# 第5回 会社経理実践講座

テーマ

## 年末調整実務と対応

**日時** 令和4年11月22日(火) 午後2時～4時

**会場** ZOOMウェビナーを用いた  
完全オンライン形式

**定員** 200名様まで 1社2名様まで

**講師** 東京税理士会神田支部所属 税理士

テキスト

(株)税務研究会発行 「わかりやすい年末調整」

定価2,200円(税込)ご参加者様へは特別価格でご提供致します。

**参加費** 会員 テキスト代のみ

非会員 テキスト代+参加料2000円/社

**申込期日** 11月2日(水)まで

**申込方法** 神田法人会HPより事前申込制になります。

### 申込方法①

神田法人会HP  
トップページ下部  
催し物情報一覧を確認

### 申込方法②

一覧の中にある  
「会社経理実践講座」を  
クリック

### 申込方法③

案内ページ下部の  
お申込フォームより  
必要事項を入力し  
お申込

### 申込方法④

自動返信の  
メールが届けばお申込  
完了となります。

## ※お申込に関する注意事項(必ずご一読下さい)※

### 1. オンライン参加について

- ①お申込はご参加者様毎に行う必要がございます。
- ②1つのアドレスで複数名参加される場合は登録時に自由記載欄へ参加者情報を必ずご記載下さい。
- ③当日使用するアドレスをご登録ください。  
※登録完了時に登録アドレス宛に自動返信でご案内致します。  
アドレスの誤入力、ドメイン設定等ないかご確認お願い致します。

### 2. テキスト郵送について

- ①テキストを既に所持している場合は別途購入の必要はございません。
- ②申込期日はテキスト購入の手続きを含めた締切となります。  
締切日後に一斉発送となる為以降の追加・キャンセルはお受け致しかねます。
- ③申込が確認出来ない注文はお受け致しかねる場合がございます。
- ④請求書は税務研究会よりテキスト発送時に同梱されます。

ご不明点は神田法人会事務局(TEL: 03-3294-2531)まで



# 大規模法人説明会

テ  
ー  
マ

## 税務行政の現状と課題

東京国税局調査部部長

## 電子帳簿保存法の実務

東京国税局調査第1部調査開発課担当官

## インボイス作成時及び消費税申告の注意点

東京国税局課税第2部消費税課担当官



**日 時** 令和4年11月21日(月) 午後2時～4時

**会 場** 日本教育会館8階第二会議室(805・806号室)  
(東京都千代田区一ツ橋2-6-2)

ZOOMウェビナーを用いたハイブリッド形式

**定 員** 会場 50名様 1社1名様まで  
オンライン 500名様 制限なし

**申込期日** 11月14日(月)まで

**申込方法** 神田法人会HPより事前申込制になります。

### 申込方法①

神田法人会HP  
トップページ下部  
催し物情報一覧を確認

### 申込方法②

一覧の中にある  
「大規模法人説明会」を  
クリック

### 申込方法③

案内ページ下部の  
お申込フォームより  
必要事項を入力し  
お申込

### 申込方法④

自動返信の  
メールが届けばお申込  
完了となります。

## ※お申込に関する注意事項(必ずご一読下さい)※

### 1. 会場申込について

①お申込代表者様より参加者名・人数を確定の上お申し込み下さい。

※定員状況やコロナの蔓延状況によっては人数制限のご連絡をする場合がございます。別途連絡が無ければそのままご参加頂けます。

### 2. オンライン申込について

①原則お申込はご参加者様ごとにご登録ください。

②一つのアドレスで複数名ご参加される場合は登録  
時に入力フォームへご入力ください。

③当日使用するアドレスをご登録ください。

※登録完了時に登録アドレス宛に自動返信でご案内致します。  
アドレスの誤入力、ドメイン設定等ご確認お願い致します。

### 3. 資料について

①会場参加者へは紙の資料をお配りします。

②オンライン参加者にはつきましてはお申込ページ下部  
の資料用バナーよりダウンロードお願い致します。

※資料ダウンロードは開催前日より可能です。

劇団四季

観劇会

## 『アナと雪の女王』

神田法人会にてS1席を50枚確保致しましたので  
この機会に名作ミュージカルをご堪能下さい  
「国内史上もっとも愛されたウォルト・ディズニー・  
アニメーション・スタジオ映画がついに舞台化!  
真実の愛によって解き放たれる二人の姉妹の物語」



**日時** 令和5年2月18日(土) 午後5時 開演

\*上演時間 約2時間25分(休憩含)

**会場** NOMURA 野村證券ミュージカルシアター JR東日本四季劇場[春]  
東京都港区海岸1-10-45

**アクセス** JR山手線・京浜東北線「浜松町」駅北口より徒歩約6分  
東京臨海新交通ゆりかもめ「竹芝」駅より徒歩約3分

**観賞チケット数** 50枚(1社3名様まで) ※2歳以下入場不可/3歳以上有料(膝上観劇不可)

**観賞チケット代** 7,650円/お一人様(S1席 全席指定 中央席)

\*通常12,650円 \*お席はなるべく隣り合わせで調整致しますが、配席の関係上、前後等に分かれる場合があります。

## お申込み方法

当会HPからお申込み後、抽選となります。

お申込み締切日: 11月17日(木)

抽選結果連絡日: 11月21日(月)

メールにてお申込代表者へご連絡致します。

代金振込及びキャンセル締切日: 11月30日(水)

\*当選者の方で30日迄にご入金の確認が出来ない場合はキャンセル扱いとなります。期日以降のキャンセル及びチケット代の払い戻しは不可となりますのでご注意ください。



撮影: 阿部章仁 ©Disney

\* **オンラインのお申込が難しい方** は以下の FAX 申込書をご利用下さい。

返信先: 03-3294-2500

| 劇団四季『アナと雪の女王』(令和5年2月18日(土)開演) 鑑賞チケット抽選申込書 |     |  |            |   |  |
|-------------------------------------------|-----|--|------------|---|--|
| 会社名                                       |     |  | 申込<br>代表者名 | 様 |  |
| TEL                                       | FAX |  | チケット枚数     |   |  |

\*会員の方は会員番号をご記入下さい。→

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

## 年末調整等に関するパンフレットの送付に係るお知らせ

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者の皆様へ、「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」を送付しておりましたが、今後は、これらのパンフレットに代えて、改正事項（昨年からの変更点）や国税庁ホームページなどを案内したリーフレットを送付いたします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

～ 年末調整等に関するパンフレットは国税庁ホームページをご覧ください ～

年末調整に関する動画や各種様式などが掲載された年末調整特集ページはこちら



消費税

令和5年10月

インボイス制度が始まります！

制度開始時に

インボイス発行事業者となるためには、  
原則、令和5年3月31日までに  
登録申請が必要です！

- インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の登録申請が必要です。  
登録は課税事業者が受けることができます。
- 免税事業者の方も、ご自身の事業実態に合わせて、インボイス発行事業者の登録を受けるかをご検討ください。
- 登録を受けるかどうかは事業者の方の任意です。  
登録にあたっては、取引先との調整やシステムの整備が必要となることもあるため、お早目のご準備をおすすめします。
- 登録を受けると「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で登録番号や氏名又は名称等の情報が公表されます。

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！  
電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！



個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。  
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

免税事業者の方  
向けのコンテンツ  
も掲載中！

インボイス制度  
特設サイト



！ 不審なショートメッセージや偽サイトにご注意ください！！

国税庁をかたったショートメッセージが送信され、偽の国税庁ホームページに誘導する事例が発生しています。

詳しくはこちらをご覧ください





# 中小企業者向け省エネ促進税制

法人事業税・個人事業税の減免

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

## 【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者  | 「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者<br>・資本金1億円以下の法人等、個人事業者が該当します。                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 対象設備 | 次の要件を満たすもの<br>①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの<br>・特定地球温暖化対策事業所等とは、3年連続消費エネルギー量1,500kl以上の事業所をいいます。<br>②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、東京都が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。）<br>*空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機）<br>*照明設備（LED照明器具、LED誘導灯器具）<br>*小型ボイラー設備（小型ボイラー類）<br>*再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム） |
| 減免額  | 設備の取得価額（上限2,000万円）の2分の1を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免<br>ただし、当期事業税額の2分の1が限度<br>※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可                                                                                                                                                                               |
| 対象期間 | （法人）令和8年3月30日までに終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用<br>（個人）令和7年12月31日までに設備を取得し、事業の用に供した場合に適用                                                                                                                                                                                                                                |
| 減免手続 | 減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の提出期限の延長承認を受けている法人の場合は、その延長された日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。<br>なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。                                                                                                                                                                                               |

◆詳しくは主税局ホームページ内「〈東京版〉環境減税について」をご覧ください！

主税局 環境減税

検索

詳しい案内やQ & Aも掲載しています。



## 【お問合せ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
  - ・千代田都税事務所 法人事業税班/個人事業税班 03-3252-7141（代表）
  - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
  - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること
  - 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） 03-5990-5091

# 新型コロナにラマ、アルパカ、サメ活用 動物由来の抗体に高まる期待

産経新聞科学部記者 伊藤壽一郎

次々と変異株が登場し、収束の気配が全く見えない新型コロナ禍は、治療薬やワクチンの開発が急ピッチで進められていますが、なかなか決定打が登場してきません。そんな中で、ラマやアルパカ、サメなど、動物の抗体を利用して感染や重症化を防ぐ、一見、意外な研究が世界中で進んでいます。

## 抗体はコロナ対策の重要な鍵

生物は病原体の侵入を防ぐ免疫という機構で体を守っていますが、重要なのが抗体というタンパク質です。新型コロナウイルスが、表面のスパイク状のタンパク質で人の細胞に結合し感染しようとするのに対し、抗体は即座にスパイクタンパク質を覆うように結合し感染を封じます。ワクチンや治療薬の多くもこの仕組みを利用しています。

スパイクタンパク質は、約1,100～1,400個のアミノ酸からできています。けれど抗体は全てのアミノ酸の並び方を見て、結合すべき病原体だと判断しているわけではありません。数個～数十個程度のアミノ酸の特徴的な並び方を「エピトープ（目印）」として利用し、その並び方を見つけると結合する仕組みです。

スパイクタンパク質には多数のエピトープがあり、1つの抗体は特定のエピトープとしか結合しません。新たなウイルス株が出て標的のエピトープが変異すると、既存のワクチンや治療薬は効かなくなります。抗体を複数組み合わせればよさそうですが、人の抗体同士は分子が大きすぎて合体させられません。

## ラクダの仲間が持つナノ抗体

この問題の解決に向け期待が高まっているのが、動物に由来する抗体です。まずベルギーの研究チームが1993年、ラクダ科の動物の抗体は他の動物の抗体に比べ分子量が10分の1程度で、大きさも数ナノメートルの微細な「ナノ抗体」だと分かったと発表しました。構造が単純で合成が容易なため、複数を組み合わせ、複数のエピトープを狙えるハイブリッド抗体の可能性も指摘されました。

新型コロナが世界中に拡大した2020年には、ベルギーと米国のチームがラクダの仲間、ラマのナノ抗体が新型コロナ対策に有効と報告。ラマから採取したナノ抗体を人由来の抗体と組み合わせてハイブリッド抗体を作ると、新型コロナの細胞感染を抑止できたそうです。

## 実用化が近づくアルパカ抗体

一方、日本の北里大や花王などは同年、ラクダの仲間のアルパカが持つ特殊なナノ抗体の遺伝子配列を応用し、タンパク質工学を駆使して新型コロナのスパイクタンパク質と結合する人工ナノ抗体を開発。抗体製剤として治療に使えるそうで、23年ごろ前臨床試験、24年ごろの試験実施を目指すそうです。

また今年7月、京都大などのチームは、アルパカから抽出した新型コロナに結合しやすい抗体2種を組み合わせると人工抗体カクテルを作ると、新型コロナの全変異株を中和でき、既存の治療薬より効き目が強いことが分かったと発表しました。効き目が強かったのは、アルパカの微小抗体はスパイクタンパク質の内部にまで入り込みエピトープを探せるためとみられます。チームは吸入薬として2年後の実用化を目指すとしています。

このほか、ナノ抗体はサメの仲間からも見つかり、米国のチームが昨年、当時の変異株も含め、新型コロナの感染抑制に有効なことが分かったと発表しました。こちらも抗体製剤への応用が期待されています。

動物を詳しく調べていくと、それぞれ人類の役に立つ優れた点があることが分かります。それをうまく見つけて利用することで、新型コロナ対策の決定打が早く登場するといいですね。

【筆者紹介】伊藤壽一郎（いとう・じゅいちろう）東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、経済部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ITまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に『生きもの異変 温暖化の足音』（共著、扶桑社）、『新ライバル物語 闘いが生む現代の伝説』（共著、柏書房）などがある。

### 違法・悪質な「ファクタリング」に注意を

「ファクタリング」（事業者向けファクタリング）とは、事業者が保有している売掛債権等を支払期日前に一定の手数料を徴収して買い取るサービスであり、近年、銀行等の金融機関に比して簡易・早期に資金調達が可能であること等が喧伝され、利用が増加していると言われています。もっとも、実態としては貸付けとして「ファクタリング」を行い、貸金業法や出資法等に違反する可能性のある行為を行う業者も存在します。

このような違法・悪質な「ファクタリング」については、既に2019年初め頃から金融庁等が注意喚起を行っていますが、最近でも見受けられますので、改めて注意していただきたいと思います。

#### 1 「ファクタリング」は債権売買（譲渡）契約

「ファクタリング」は、法的には、利用事業者（譲渡人）が自らの売掛債権等をファクタリング業者（譲受人）に対して売却するという、債権の売買（債権譲渡）契約であり、形式的には「貸付け」（≒金銭消費貸借契約）に当たりません。例えば、30日後に入金予定の100万円の売掛債権を代金98万円（2万円の手数料）で売却する、というものです。

#### 2 「ファクタリング」の問題点

##### (1) 「貸付け」に該当し、貸金業法等に違反する可能性があること

法的には債権譲渡ですので、本来であれば、債権の譲受人であるファクタリング業者が債権回収のリスク（売掛先の倒産リスク等）を負います。

しかし、「ファクタリング」の中には、例えば、譲受人に代金の償還請求権や債権の買戻請求権が付されている場合（譲渡した債権が回収不能となった場合に譲渡人が売却代金等を返還しなければならない旨の条項がある等）や譲渡人が譲受人から売掛債権を回収（集金）する業務の委託を受け、集金した金銭を譲受人に支払う仕組みとなっている場合など、譲受人が債権回収のリスクをほとんど負っていない事例も見られ、そのような「ファクタリング」は、貸金業法に定める「貸付け」に該当する可能性があります。

そして、このような「ファクタリング」が「貸付け」に該当すると、その業者が貸金業法の登録を受けずに、業として行っている場合には貸金業法に違反しますし、その「手数料」が年利換算で出資法・利息制限法の制限利率を超える場合には、出資法等にも違反する違法な貸付けにも当たります。

##### (2) 「ファクタリング」の「手数料」は決して低額ではない

上記1で挙げた事例では、30日後に入金予定の100万円の売掛債権に対する手数料の料率は2%とされていますが、年利に換算すると約24.33%であり、「貸付け」に該当すると仮定すると、出資法及び利息制限法（100万円以上の貸付けの上限利率は年15%）に反する事実上の高金利であると言えます。

インターネット上の広告では、「手数料2%～」などとあたかも低率（低額）かのように謳った募集が見受けられますが、支払期日までの期間が短ければ短いほど手数料負担は相対的に重くなりますので、手数料の料率だけでなく、譲渡する債権の支払期日までの日数にも注意が必要です。

##### (3) 「ファクタリング」の多用は資金繰り悪化の原因にもなる

このように一回の手数料負担も相当に大きいものですが、資金調達の手段として「ファクタリング」を繰り返し利用することはさらに危険です。裁判例では、1年以上もの間、毎月の売掛債権について「ファクタリング」を利用していたという事例もあり、費用の増大により、資金繰りを悪化させる一因にもなります。

#### 3 最後に

もとの「ファクタリング」は、ファクタリング業者が売掛先の与信管理を行い、債権回収リスクを負うなど、貸金業とは異なる面（売掛金の支払保証や債権管理の面）があり、実質的にも「貸付け」ではないことから、出資法等の規制を受けず高い手数料（利益）を上げることが正当といえる相応の理由があるように思われます。このような業者も存在しますが、昨今の「ファクタリング」の中には、資金調達という面を強調し、債権譲渡契約である（≒金銭消費貸借契約ではない）という形式面から、貸金業法等の直接の規制が及んでいないために、いわば脱法的に「貸付け」に近い行為を行う業者があるというのが実態ではないかと思います。資金需要者の弱みに付け込み、事実上の高金利で資金融通を繰り返し行っていたとみられる業者もありますので、十分注意が必要です。

「ファクタリング」に関するトラブルが生じた場合はもちろんのこと、これから利用を検討するというときも、他の資金調達手段（ABL（売掛債権担保融資制度）等）や収益性の改善等の事業活動全体の状況を客観的に検討した上で、冷静かつ慎重に判断すべきと考えますので、早い段階で弁護士等の専門家に相談することをお勧めします。

#### 【講師プロフィール】

小川 啓 弁護士

アルファパートナーズ法律事務所：  
〒100-0005 千代田区丸の内3-1-1 国際ビル407  
TEL.6212-6200 FAX.6212-6660

以上



# 帝国データバンク調査で判明 今年10～12月に 「値上げラッシュ」懸念

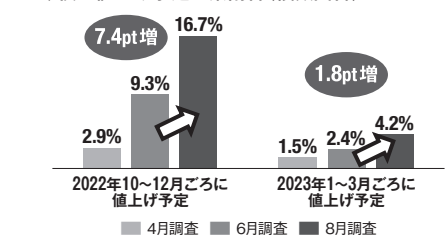
がお送りする  
シリーズ  
「日本の動向」  
No. 58

## ウクライナ情勢に

ともなう供給制約への懸念等による原材料高や円安の進行を背景に、企業の仕入れコストは引き続き上昇傾向にある。日本銀行が8月10日に発表した7月の「企業物価指数」は17カ月連続で前年同月を上回り、6月に続き過去最高を更新した。こうしたなか、企業で値上げの動きが相次いでいる。帝国データバンクでは、企業の今後1年の値上げ動向についてアンケート調査を行った（アンケート期間は2022年8月12～18日、有効回答企業数は1401社）。

自社の主な商品・サービスの値上げ動向について尋ねたところ、48.7%の企業が「2022年4～6月の間にすでに値上げした」と回答した（複数回答、以下同）。また「2022年7月にすでに値上げした」は10.6%、「2022年8月に値上げした/する予定」は8.7%、「2022年9月に値上げ予定」は10.5%となった。さらに、「2022年10～12月ごろに値上げ予定」は16.7%となるなど、企業は今後も値上げを考えていることが分かった。

■今後の値上げ予定企業割合（複数回答）



この結果、2022年8月以降に「値上げした/する予定」の企業は31.4%となった。「2022年4～6月の間にすでに値上げした」および「2022年7月にすでに値上げした」企業と合わせると、「値上げ実施済・予定」企業は69.6%と約7割にのぼった。6月に実施した調査結果と比べると、とりわけ「2022年10～12月ごろに値上げ予定」の企業は7.4ポイント増（6月調査：9.3%→8月調査：16.7%）となり、この2カ月の間に秋から初冬に値上げを考える企業の割合が急増した。

「値上げ実施済・予定」割合を業種別にみると、「機械・器具卸売」は87.7%となり、「建材・家具、窯業・土石製品卸売」「鉄鋼・非鉄・鋳業」「食料品卸売」でも値上げの動きが顕著だった。このうち2022年8月以降1年以内に値上げする予定の企業は、「化学製品製造」で47.9%と全体（31.4%）を16.5ポイント上回っている。また、「飲食料品卸売」（47.3%）や「飲食料品・飼料製造」（46.4%）でも値上げが続くとみられる。

今回のアンケート調査の結果、2022年8月以降に「値上げした/する予定」の企業は約3社に1社となり、2022年4月よりすでに値上げを実施した企業と合わせると約7割にのぼった。なかでも、化学品メーカーのほか、食品メーカーおよび卸売といった食品関連の川上から川中産業で値上げを予定している企業の割合が高く、今後も川下産業および家計への影響が懸念される。今年に入り、2回以上値上げを行った企業は25.8%を占め、4社に1社が複数回の値上げを行っていた。

一方、値上げによる顧客離れに対する懸念等で企業の14.3%は値上げしたいが、できない状況にあった。また、「値上げはしているが、すべてが価格に転嫁できるわけではないので収益率は急速に悪化している」（動力伝導装置製造）といった声があるように、すでに値上げした企業においてもコストアップ分すべてを販売価格に反映できていない状況がうかがえる。

エネルギー価格や原材料費などの上昇はとどまる気配を見せない。為替動向の不透明感の高まりや深刻化する人手不足も相まって、コスト増が少なくとも年内は続く想定される。企業が厳しい状況を乗り越えるために適正な価格転嫁が急務となっており、今後も値上げの動きは続きそうだ。

## 信頼される情報パートナーとして

長年にわたり蓄積してきた企業情報、  
企業調査ノウハウ、全国のネットワークを活かし、  
みなさまのビジネスを支えます。



〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 14-3  
Tel: 03-5919-9342（ダイヤルイン）  
Fax: 03-5919-9348



## お品書き

(税込)

|                              |        |
|------------------------------|--------|
| トマチー小籠包                      | 1,000円 |
| 山梨県 美桜鶏のよだれ鶏                 | 1,300円 |
| イタリア産モッツアレラ<br>スツラータチーズとピータン | 1,500円 |
| 神田篠崎豆腐店の土鍋麻婆豆腐               | 1,500円 |
| 山形県米沢ポーク<br>ヨコ井の真黒酢豚         | 2,000円 |
| トリュフ香る天津飯                    | 1,800円 |
| スルース・リーの愛した<br>スイスチキンウイング    | 800円   |

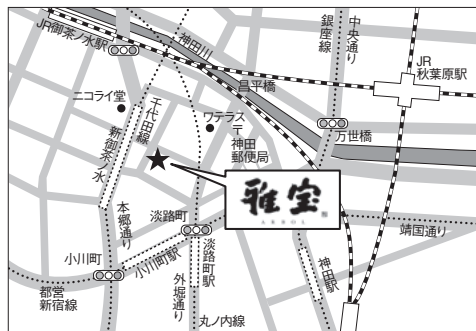
※コース料理(5,000円～)は雅・宝・雅宝の3コース。大皿  
パーティーコースは4,000円～。  
2時間飲み放題プラン(2,500円)を用意。  
※ランチタイムは薬膳中華粥御膳(1,500円)やご飯と小  
鉢2品付の正宗担々麺(1,100円)等を用意。

地下鉄・新御茶ノ水駅から徒歩3分、複合施設・ワテラス南側の緑豊かな千代田区立淡路公園前の新坂沿いにある一軒家を改装した隠れ家的な佇まいが目惹く中華料理店「雅宝・ARBOL(アルボル)淡路町」。一階にはバーカウンターとテーブル席、二階にはテーブル席とロングソファアを配した個室(8名前後)も用意されている他、ワインにとつてより良い環境を再現したウオークインワインセラーも完備。契約農家から直送される野菜やお米などの旬の食材を生かした広東料理をベースにしたオリジナリティ溢れる本格中華が楽しめる空間を提供しています。

ディナータイムには、6つのコース料理と共に、前菜から点心、海老・鮮魚料理や肉料理、野菜・卵料理、麵・ご飯メニューなど、ワイン等のアルコール類と相性抜群のアラカルト料理も多数用意。中でもクリーミーな味わいが絶品な「イタリア産モッツアレラブツラータチーズとピータン」、醸成黒酢が旨味を引き出す「山形県米沢ポークヨコ井の真黒酢豚」、地元神田で120年以上も続く篠崎豆腐店の土鍋麻婆豆腐を使った「土鍋麻婆豆腐」、黒七味がアクセントの「アオリイカと九条ネギの焦がし醤油炒め」などの産地や食材にこだわりのながら塚越友明料理長が織りなす独創的な一皿一皿に魅了されることでしょう。また、店内には塚越料理長も愛してやまない香港アクシオンスターのブルース・リーの肖像画も飾られています。ブルース・リーが好物だった手羽先を中華スパイスでじっくり煮込んだ「スイスチキンウイング」も人気の一品です。

店内には入口でスリッパに履き替えて入店、ソムリエの須山雄太氏やスタッフ達のきめ細やかな洗練された接客サービスに身を委ねながら、誰かの家に招かれたような和気あいあいとした雰囲気の中でモダンチャイニーズを堪能してみたいかでしょう。

広報委員長 田中良一(記)



- ・千代田区淡路町2-23-7  
(地下鉄千代田線・新御茶ノ水駅から徒歩3分)  
TEL 03-6811-6050
- ・営業時間  
月曜日～金曜日 11:30～15:00 (LO14:00)  
17:00～23:00 (LO22:00)  
土曜・祝日 11:30～15:00 (LO14:00)  
17:00～22:00 (LO21:00)
- ・定休日 日曜日
- ※新型コロナウイルス感染拡大により、営業時間・営業日  
が異なる場合があります。  
ご来店時には事前にご確認をお願いいたします。

## ぶらり食通 掲載店募集!

「ぶらり食通」掲載店を募集しております。本誌であなたの、又は行き付けのお店を紹介してみませんか?

問い合わせは ☎03-3294-2531

## 編集後記

夏過ぎる梅雨明けと酷暑だった長い夏も過ぎ去り、出雲大社に全国の神様が集まって一年の事を話し合うと謂われる神無月になりました。

そろそろ来年のことを考える季節なのかも知れませんね。

いよいよ来年十月に始まるインボイス制度導入に向けて会員企業の皆様も社内体制整備や仕入先への交渉など色々と準備をされていることと存じます。

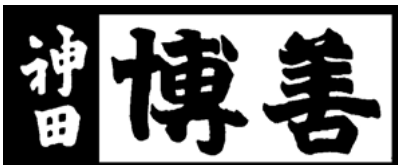
かつて神田はものづくりを担う職人が集う街として賑わいましたが、今では特色が外部の方々に伝わらず印象が薄くなってきているように感じます。

文化を感じる美しい建造物や街並み、神保町の古本屋街、紙問屋・印刷・出版や文豪の街、駿河台の医療機関や大学といったアカデミーな街、楽器店・スポーツ店など様々な専門店街、老舗飲食店と旅館、中華にカレー・ぶらり食通にあるようなグルメの街、秋葉原の電気街とサブカルチャー発信、そして何と言っても神田明神。

神田は既に様々な特色とパワーを持っています。来年は、そうした街に点在する機能の魅力をもっと外部に発信して神田の付加価値を上げていければいいなと思います。

他所の街にあるような安易な開発や流行にとらわれず、変えてはいけないうものに変えなければいけないもの、そうした不易流行を見失わず、力を合わせて神田の良さを残した街に行きたいですね。(広報委員 廣瀬直之)





創業100年葬儀と供花で信頼と実績  
<http://www.hakuzen.co.jp>

## 最近のお葬式事情・その不安や悩みを一挙解決

- ・家族だけで少人数で行いたい
- ・葬儀費用全体がいくらか心配で、お金をかけたくない
- ・寺院との付き合いがない、または宗派がわからない、どうしたらいい？
- ・寺院(宗教者)に渡すお布施の金額は？
- ・火葬だけ行うことはできるのか？
- ・故人を自宅に戻すことができないが、どう対処してもらえるのか？
- ・病院で葬儀社を紹介されて検討している余裕がなかったが？
- ・故人の遺志を尊重し無宗教、散骨などを検討しているが？
- ・互助会の契約をもっているが解約はできるのか？
- ・区民葬でお願いできますか？ 区民葬とはどんな葬儀？

### 博善株式会社

東京都千代田区神田錦町1丁目13番地 宝栄錦町ビル1F

☎: 03(5283)8700 FAX: 03(5283)8701

ご相談・お見積り・式場資料・火葬場資料など無料にて承ります  
生花・花環(慶弔とも)を全国即日配達できます



## 第15回 OTC医薬品普及啓発イベント

よく知って、正しく使おう

# OTC医薬品

開催日時 10月7日(金)12:00~19:00 / 10月8日(土)10:00~17:00

## 神田明神で開催!

YouTube同時生配信



〈主催団体〉 日本一般用医薬品連合会(日本OTC医薬品協会・日本家庭薬協会) / 公益社団法人東京薬事協会  
公益社団法人東京生薬協会 / 公益社団法人東京都医薬品登録販売者協会

〈後援〉 厚生労働省 / 東京都 / 千代田区

詳細はこちら⇒ <https://otc-event.jp/> お問い合わせは主催団体までお願い致します。



# 東京都最低賃金のお知らせ

みんなチェック！  
最低賃金。



1072円 ドーナツと覚えてね!

ドーナツ  
1,072円

時間額

円

31円  
UP

令和4年10月1日から

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

## 業務改善助成金

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資などを行う場合は、業務改善助成金をご利用ください。

詳しくは、

「業務改善助成金コールセンター」 【☎ 0120-366-440】

「東京働き方改革推進支援センター」 【☎ 0120-232-865】



○最低賃金に関するお問い合わせは

東京労働局賃金課最低賃金係 (☎03-3512-1614)

または 最寄りの労働基準監督署へ



法人会

消費税期限内納付

推進運動

発行所 公益社団法人 神田法人会

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-13

TEL.03-3294-2531 FAX.03-3294-2500

www.kanda-hojinkai.com

発行人 藤井隆太

編集人 田中良一